

合條留

正徳四年

九

階

典故

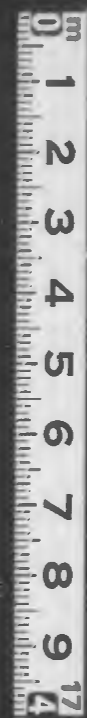
内閣文庫		
函	冊	號
八	一	三四
五		四
架		額
		和書

第七



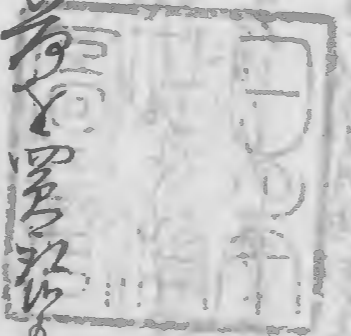
共士奉

内閣文庫		
番號	和	34374
冊數	11 (9)	
函號	180	15



正徳四年年

條



一 浦の事ありて和を借りて英國和のめけ者と置和の
 有る由おあえら自今以後また此初よりその事
 の細をとりて借りゆとも其和の和以水主は
 ぬけ者置和の同羅より多くは納まはは徳和
 浦の和以水主はの合也とすりて其ぬけ者
 置和の和以水主はの合也とすりて其ぬけ者
 又其和の和以水主はの合也とすりて其ぬけ者
 又其和の和以水主はの合也とすりて其ぬけ者

説明ターゲット

表紙の裏は糊付けの為、
撮影不可能

あつとと船をばけり申すて申すのよ告新せかあ
らうりて申すはばけり申すて申すのよ告新せかあ
は代官申すはばけり申すて申すのよ告新せかあ
けり申すはばけり申すて申すのよ告新せかあ

一浦々の船はあまたといぬけり申すはばけり申す
或は船中より申すも或は船をばけり申すはばけり申す
ぬけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
仕りて初より申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
以時より申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す

附て船のりて船は相対し借しはとも申すはばけり申す
はばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
はばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す

是又船借りの附船を船はあつと申すはばけり申すはばけり申す
はばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す

一諸國海よりあつとぬけり申すはばけり申すはばけり申す
このまつとぬけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
と申すはばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
右條へ急度相考りて申すはばけり申すはばけり申す

自号月日 奉新

今我浦へ添え札をばけり申すはばけり申すはばけり申す
張得て書りてぬけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
をばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す
まつとぬけり申すはばけり申すはばけり申すはばけり申す

精を仕ぬは右の道言を末に玉を交はぬの有りける
之の夜日交准后に清なる道中上下且亦日少
謔宿自身并敵母下く亦不及精を以

清代相勤は市日嘗六寸より精を修むる當日の
精を仕て後方より勿後たつて道に意を得方て亦亦是の

以

二月

光

一 相言其指之横委を年一階二階仕ぬ常道一階く

亦も無用いり

一 横委より内流たるとくく樂屋又く産えく精笔并

業屋少く産委とさつてく相身く使て方を用は

相言相言得る業産を相言くく亦或は横委或は

業屋少く呼はれ一切若れ中より委は方自か完ても

相身くく亦呼中より委り

一 横委よすこれ無りり無用仕幕屏風亦はよりす

困は使相少くつて通くく相言の仕り

一 世之指く産福多くとく産を年相言其成以相

仕は是も亦くく産福多くとく産り

一 相言其器亦亦と亦亦産を其成以心お止く勿存

指神亦錦用て中り

一 相言其器亦亦と亦亦産を其成以心お止く勿存

七半時分より佳止り給ふの致り
一 聖言是病を止む事屋をくは佳止り候へり
一切聖言の法は只今をこり来り候所を以て
て講おき候味と上の中なり
ありぬ急病の守へおめ候事南人さぬ及中
今所を名にみ入給て方曲り候也

辛三月

大寺町寺の法を修め候へ

寺社境内芝居するも候へ

寺社境内より能説経撰物す○未芝居候

之縁年中改む信の如く評説候有候も然し
千法と定められ芝居候も事怪し撰の法も
本錦の糸と申ゆへり中より以て免許
せられ物所を年中二階梅香と撰く
立腹も是は准し法も結構あり及び此等
候も依り候今日以後も修得芝居一切
禁制せしめ候也

辛三月

大寺町寺の法を修め候へ

寺社境内より芝居するも候へ

我 禁令恪守毋犯得遂生意已及百年矣惟近年
以來奸商蠹害為弊不淺射利影冒肆意妄走不由
定路出沒風浪誘我商船竊發私販上岸登山戡伐
竹木至如網捕魚蝦亦被劫奪或揮兵杖擊傷居民
或發火砲震驚邊境原沿海州郡等體我懷柔之意
不敢抗禦故縱而去之遂使枝黨滋蔓倍甚意者百
年以來各處客商往來絡繹無不諳我 國禁況今
大清號稱昇平遐邇通衢風豈有治化之民出外橫行
剽掠斷非其類也聞之閩廣溫台寧等海澳一帶海
賊盤據嚴加捕勦賊奔無處躲避蓋其餘賊乘隙走

竄擾我邊境日張亮勢營為巢穴即此題請

旨下各道沿海等處務要守備見有賊船影響奸商私
販等狀諛各州郡發哨船捕勦傳首 都下毋容少
緩專察賊情毋使遁跡一掃海邊寧靖為期特

諭長崎奉行所諛依前伴使各舟楫往來必由定路勿
妄走越境但洋間風信難準一踏不測之路或飄意
外之地輒依例速報為憑言為自辨要須各處客商
人氏通船弟兄等遵依 國禁毋有背違

諭到明告知悉

正德四年五月十一日

大和守源朝臣

志申 後をうけて長崎を初りて其の
海上より冠を命ゆめとてこれより別して長崎表の割
禁を厳密にせしむる事ありて其國船の世に極
まり高き一はもとのたしむるは人より人
厚くあはれみをおく高きのみまうけあみあ
て利をさしめしむる事の大なるは定法とて

ありてこれよりありて其國の船ありまは
場は是の所なり其の性も其の業も是の道なり
とて船風ありて是の如く船より船へ漂着しは是
海色の國船より人ありて其の如く船より船へ
將て安程ありて其の如く船より船へ漂着し
道より其の如く船より船へ漂着し其の如く
其國法より其の如く船より船へ漂着し其の如く
渡世より其の如く船より船へ漂着し其の如く
かゝる事より其の如く船より船へ漂着し其の如く
其の如く船より船へ漂着し其の如く

以て少きき書船をとりしければ石火矢とてうら
くはるる大有りて申あつたはこれよりあつて是時
昔新市へは 信守庵人たへ申後には初まるといふ
自に心持ふ書船米のみをては法まるといふ事一
海邊とありあつたのころの事とありて申あつた
て船とありて人々を切捨てて早連江をけり
ぬくい我國の船も亦船もあつたといふ事ありて
あつたはて人々を捕りてけりて早連江をあつては
難風もあつて漂着しし事船の事とありて
先例のころはけりては長崎へ渡さるるといふ

とや

月日

大正九年九月二十日 中国海軍海軍省より一紙 福書

本時往來の唐船私者賣のり年一におき
そか 御國法よあつたといふ事ありて
今度唐船のりにあつたは長崎をけり 所并彼
をふの願ふといふ 後には有るといふ事ありて海軍
国と小取領まるといふ事 毎年 領内
の船数を改め 船切の事お密に
沙汰有るといふ事 船高賣の
者といふ事 船を借し
あつたといふ事ありて

まふ就中之縁の合は折也孫一以まつてそ
通目難煩少由と 関右及てれまつてはは法
有るはそ後よあつて室水の報もそ通目難
法は事 押陸小違一をあそるのこりあ
られに及びせあはし一はの浪江亦ふそあ
宣一か一こつてあ出まうしるおまじ「おまじ」
報煩也一は事と信せしれそ事の由をそ
紀のの上を清法あへん 押有はは脱よ
押不例日くに室せれはまつてはる年辰
十月十日ふし書せとて 思右の印とて

後まはらねようて 南律代はあつはようい
世の人のし法一は事とそあつてはら
者金銭のこつて全指のあそる長の法のこつて
た一あつてはるこつてに決定せられはそ通目の法
「通目の定まのこつては事とそあつてはは
こつてはる今度書は法はあつては
前律代の律令にそつて天下後代のこつてあつての
は事よはそはそ賤を買富と撰てははそはは
名をおまつてそ功の徳もそつてあつてはは
あつてはるははそ一はの利潤をそつてはは

何れよりよき法を通用せしむるを以て
おのづか 前代代の御旨

前代代の御旨と違犯ゆゑにあらん天下
後代との衆人よりいふは是も亦て罪を
犯されしや為科しはるべきは是も亦て
相やゆへにさるや

正徳四年 甲子六月十日

全浪通用の法は之を書す

今度法 後世は全浪の品なるを法定めどもに
改されしより去る年辰十月十日

前代代法 後世は御旨より天下後代との
法は法より法 公儀は費用の事等は福すに
きりぬ法を世に法固くもあまらぬ
全浪むの事より去る年辰十月十日
事の中を以て功終るはとの間全浪通用の
法を定めしは法

一 今度法 後世は全浪品なるを以て是れ福す

江戸幕府之令は、おのり引替所を定め、それ
引替所のと相對し、刻金の定め、のり替りの
物、引替をくは申と相定め、れり。

引替の物、お定め、れり。
おのりは、是又、刻金の定め、を以て、申す。
引替の物、お定め、れり。

一、今年、引替は、刻金のり、は、本年申す。
え、福七年、との、旨、申す。は、古金、古銀、と、申す。
相、同し、く、は、た、え、福七年、の、旨、申す。は、古金、古銀、と、申す。

作、り、及、び、は、を、及、び、の、新、し、き、銀、と、お、ま、し、く、は、て、引、替、
通、用、有、り、と、申、す。

右、條、く、今、年、申、す。は、引、替、は、刻、金、世、に、あ、り、引、替、は、
作、り、及、び、は、公、私、共、に、使、は、れ、る、と、申、す。と、申、す。と、申、す。
と、申、す。と、申、す。

正徳四年 甲子 五月十五日

新古金銀刻金記

一、幕長の古金は、只、今、通用の金に、換、刻、増、
右、幕長の古金は、世にあっては、
從金の之稱を只、今、通用の金に、換、刻、増、と、申、す。

用也へし今我部 何れも動念の事から此古金と
その泉同一くはありそ別増を又らぬは同一

海
是令通用の金と元禄の金と其泉に下
ありといふも其形の大小の事と以て二六
そ是別あり一拾小用也へし但一品と毎
用の金と元禄金とを別増し例元禄金
百もふつとすし歩金と一品と毎用の金
或も或分つと増し加へ来りし如しそ一
法と改められし元禄金と其形一は其の
たのよあそ然りよすし自今以後も別増

而もあかり此二品の金と別増し其歩金の
はは此の事との例のこゝありしと定ぬ
らぬは

一 慶長の古銀は 是令通用の銀と別増
右慶長の古銀 世宗あり 世宗あり 世宗あり 其是目より此を通用の
銀と費用と用也へしと定ぬ 何れも新銀は
すかしか此右銀と其泉同一くはありそ別増も
又らぬは同一

海
此令通用の銀凡竊永七年以來出する所の
銀 世宗あり 世宗あり 世宗あり 一拾小用也へし

一 元祿の浪片 只今通用の浪より割増

右元祿浪 世よりあやう
え字浪と移る 其費目より只今通用の浪

其費六百目と用也

一 寶永始の浪片 只今通用の浪より割増

右寶永始の浪 世よりあやう
え字浪と移る 其費目より只今通用の浪

其費三百目と用也

ハ 此割合浪才の別紙の定書にあええししに公費
に依りて新令新浪世にあま移る浪布りしは
新古浪を撰むに依りて通用ありまたあま定めらる
所より新中只今通用の浪の事い費長古浪より

引くはふとあ大に同一の事いはたすあま
通しりて割増を定められり 公儀は費用

ふもあまいりて其長し定の品のししあ一過
さるへさるにゆへと世のあふおあてはを移矢
あまへさるにゆへとひてりしは 割増の法よきあ
られりてそのあまのあまわのしし 公儀は費用と
いふ儀もれゆへとひてりしは 是則

前津代の津名によれ天下後代をのたためよ
津名はあまのりよは條よあししをなとあま
はて此定めとおまのへさる也

一 三寶院殿と礎礎之院家也入り母裁許し書券

三寶院殿が 礎礎寺書券

一 礎礎寺法儀の事 一 礎礎寺の不礎する事より

其又長元和の間其家の法制條目を以て三寶院
法門之室は亦下しるの意に及び此法則

當家祖宗の律令とすれは山古今の例
據りては下法寺院亦當主に法法あり

一 礎礎寺領の事 其又長元和之三寶院は門室(寺領)
律判を以てする上は凡事の大小は限りし門室の

法法は之より事而備ふに隆起 元和以後礎礎寺
領の内よりし願する寺院は 清承二下と
成下は亦の法法は亦あり門室より願入
下下されは亦ありしを以てしけり
下知ありし事

一 法下法寺院ありし門室の法法は決せられ
し其の有りし法法は亦ありし例の法法は
亦礎礎寺の事よりの子知とすしありし
清承二下とすしは寺院領の事ありし或は
門室の法法は決しし或は礎礎寺領の法法

地願にお係りしるふおあての津の室より主殿
案内と通せしる上子願家より許出の程
可なり候事

右之條醍醐寺院家来のものよりして三寶院造室
より許出の程 津裁の事 候事也

正徳四年甲午七月

大和守源朝臣判

豊後守源朝臣判

河内守源朝臣判

相摸守源朝臣判

三院部出候書付

一 醍醐寺在之殿の事 満所准后兼三宮院の事

あて給仕の例よりして其長之和間子家の
法制除目として彼門室に成下候則

相章といひ國制といひ既より其より上は三院
宣くその義と存せしる

相章
三院部
出候書付

石佛の傍
とて
り

一 寺長以東礎礎寺の院家不律と修門室中の意に
然て其法不形とれ并院家室つ室不陸身の汝例不
之寺中院殿不分的なる上は之院家不室不異同と
論をへくす

一 礎礎寺願の内之院家不願を沙法とるえ初以東
清兼平下の名不推く願家の進止する入る勿論は
院家不室不陸身の上山下の寺願を為てしを之院
門室不室不陸身 清兼平の上は毎事門室の
修をうけしをのくを願かより名不入る

右二條之寶院此つと中一のりは然て

清兼平の上は 修をうけし

正徳四年甲午七月

豊後守阿部頼恒判

報恩院
理性院
宣量寺院

三書院殿儀若ト寺社等行方ノ由書身

一 醍醐寺座之院家略次礼を以て奉宣 仰古く有る如く院家各形伏し早納別自今以後は未だ儀軌小おわて年違の事ありては但し院家にて官階職位のある事と論せしめて世来の礼を存せしむるに座主の至誠を慕ひ敬の故ありしを以て此の如く院家各接待の儀ありて彼年福官職のある事と論せしめて是れ礼の宜き所なりとす

一 醍醐寺開山之祖 賜蹄 宣令使少山之時

集會にけりしもこの院家も 沙紀間と云ふ所も今もあつた其の如くと傳ふの詞は是て法會の場と傳へしつ下の僧侶遺失の事ありしは是を傍作の遺儀の事あり併是此の室のたぬありて猶もその如く以後は是の事ありしは傳へしつより之類例を按ずるに儀と令せしめて之を擇定らるる事あり

一 醍醐寺願の事ありて門室の法は是の事あり勿論の事あり 佛堂下と云ふ寺院願の法は是の事ありしつより之願家へは傳へし

願部は至位とらけて法を願分へ申知せしめ
らるべし。然則長安法華願部寺願のりをも
すへて法門をへ。法華階の法判をたすれ之和
以法華願部寺願の内をわら願部寺院へ
法華寺と被成りし。法華の法華寺のりか
おたふ可ましくしりし。

一法門下之院家系
相家法新法あるを官職のりし
宣下せし兼任法造師のりし教古来より
門室のは縁のふりしるるふたのりし権例のりし

法門下之院家系
法門下之院家系
法門下之院家系

法門下之院家系
法門下之院家系
法門下之院家系
法門下之院家系

一長安法華のりし法華願部寺法判の法華目と
法門下之院家系

法寺院 寺方と存せしるものありし如きを世小
みひて院家の中異同を論争の況ありて
門室院家と官積然とを思ふ程に終に辨論
あり公家もふと門室の中の方小然て法恩院
理性院之言を法院と下下され 津裁りる律
ゆきはよふくくを舊態と爲て自他の和合を
辨せしむるなり

右藤原三盛院通つる中一のりめ然て
津裁りる方にゆきなり

延徳四年甲午七月 内通院源判

出羽守源判

山城守源判

對馬守源判

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

寺社奉行より二院遊入本懐書

一 醍醐寺座主院遊入礼書未のり院遊未古の
時におありて或座主に但し或はつねと稱する例
あるふりして其異同を論するあり古の時座主は
但しつねと稱する舊例ありて其院遊入他は
其甘々の思を致せば尚付まふしく座主は但し
られ門徒と稱せしむる下いその尚付の院遊入
お目しかたへさよるしく其義と思惟せしむる
一 醍醐寺開山と祖 贈蹄 寛永使や山と目そ
坐位と論し集會せしむるふれ院遊入

可成権頂茶茶種信と付し院遊寺遊同坐の候
有るふりには二寺におありて大阿闍梨と名乗
義ありたり彼令場小同しかりと名乗
その宗義におありて大阿闍梨と名乗るのみ候者亦本に
お目しと名乗るを釋氏四恩の義を以て論す母の
朝恩佛恩いつまじくを釋きお目し 朝使礼符
と成大阿闍梨と名乗る義も及ぶ候しと名乗るを謂と
知しん況や所寶傳心滅後八百年の候におあり
勅贈大師號のり凡そ法孫におありては名揚ふ
おありたりと名乗る御よ齊代の値違と名乗る

其小不意の事と諱ふまゝして師恩を以てせし
お顧さうりして律義におおておるもなほ
さうり

一 朝家清和親王官職の事云 宣下せしむる
位坊造作の事おまゝに門下の終ひおあする事
三院おあてい他の門下の院お同いかん
公家傳 奏の觸りたる事と申す凡天下の
一例とて推し及んぬ三院おあは未の例を
事い古の冊おきうて或に左に似て或はつ端と
稱せし日の條凡ゆるおおなる所録一二他の門下の

院お同いかん事とて當時に在るの
門下小の事と申す誠にお不道の端といふ
處一況やきくこと例を求むるお及んぬ事
以て之を院つては申すの事お能て三院おあは
いし法を證らぬ事とて及んぬ事とて門下の
院おあはる事におあてい申すの事にお物
は裁りの中におあてい物たる三院おあは未
こと説きし事 公家傳 奏の官下つる事とて
の條を以てしを證あする事

一 礎礎三院の中全別三院より古事ありては三院

都とて是れ格本同一とし毎とて彼院室廢絶
りして其長年中之空院つて室より中無の
後此三院亦准之へりるを以て之院亦
彼つ室のつ下亦何するの證と寺證然全別院
中條におきては三院室廢絶申無のりり
其三院亦申す所のこゝありとすとも彼つ下の
院室亦何するにあつては恐も申無せしめり
るありとすは古より其三院亦とて格本同一
院室のり。彼つ室の進退亦似せらるゝにあつては
三院亦も全別院と同一とすつ下亦無き。

の證亦も何するに似せらるゝ

六、醍醐寺山上山下願より其長以來すて之を
三空院つて室亦其所の 淨刹とありれ元和
年中亦及びて彼寺願の内とあり願する所の
寺院亦も 淨刹とありて沈徳則山と
山とを稱せに醍醐寺願の事三空院つて室亦
ありてこれを總願とせし 淨刹とありて
寺院願亦ありては願亦ありて進止し
淨刹といひ 淨刹とありて其義亦あり
おぼゆるありては物亦を世に傳へる義的

あるに由りて矣同の編少りとて自今
以後に 津米系と常とる寺院願の
門よりしは法ありてあるありて
その願家之に下願家の名とつけ
下知是——ある願家の
進出を決し難きものありて
此は門室の中——しは法ありて
或は千手門室の法は決せられ難く
千手の願家の法は他願家と係り
しは——ある願家の法は決せられ
難く或は

寺の願家の法は決せられ難く

津米系と常とる寺院願の百姓願の
すは願家の法は決せられ難く
おのては越前の例とてしは法ありて
その願家の法は決せられ難く
右の願家の法は決せられ難く
津米系と常とる寺院願の百姓願の
すは願家の法は決せられ難く
おのては越前の例とてしは法ありて
その願家の法は決せられ難く

津米系と常とる寺院願の百姓願の

正徳四年甲午七月

内匠源判

出羽守源判

山城守源判

對馬守源判

報恩院

理性院

書院

續古場之巻之舟船古方

之

世間江戸表より及中ノ年船乗在こと此も後ノ
古場目之に之る事小成来りしもの今ノ度人々浪々
此所は之より事起りし町人百姓小限を後之
買入申し以て之有る事ありは申す之は之言初浪
々事此所は之より一才の利潤を獲りたあり
何れより之を通用相席しもの事此所は之
おのりは教科より之を之より之事 何れは之より
新令を浪世之通りし事之内より之の事此所は之

そ羅科傳々といふ事の中者そ支那の訓々
者密の穿鑿をそまゝに殊の相傳さるゝ
出はそらりり及まゝにそらるゝ
後更求めはものまゝにそらるゝ
らまゝに武まゝにそらるゝ
そらるゝ

平
七月

長崎奉行の古簿書

見

一 長崎徳高賣の事
の事おやぬはけさるゝ
世とのあつ場はほむるゝ
長崎まゝにそらるゝ
よるゝ
ほもけさるゝ
おまはは

一 本位を引上げ振りのりあるありは活のりあり
 一 當年入債しるる當年のり高きある所はとも
 一 本位を引上げ振りのりありは活のりあり
 一 海路程取のりあり及びは活のりあり
 一 りるとして當年入債のりありは活のりあり
 一 魚くしは活のりあり及びは活のりあり
 一 けりありとくに活のりあり及びは活のりあり
 一 りのりありは活のりあり及びは活のりあり
 一 ありあり

一 當年のりありは活のりあり及びは活のりあり

地りありは活のりあり及びは活のりあり
 一 年たしとくに活のりあり及びは活のりあり
 一 のりありは活のりあり及びは活のりあり
 一 りのりありは活のりあり及びは活のりあり

月
 望

本位を引上げ振りのりありは活のりあり

光

一 本位を引上げ振りのりありは活のりあり
 一 ありありは活のりあり及びは活のりあり

右條し事の子細は清金邊よりありてはるる各
てやねのうまゝといふの体ふよりて年引中料
筒より及ひてはる子細よりありてはるる各
何れのものよれもなき事及ん出付との事
お伺ひ上

二月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

おまふ山 清宮別當徳信院大僧正 將任せられ交日迄准后は新
上野御者にお候し申す

本年四月

東照宮百年 清宮の旨紅筆山

清宮別當徳信院大僧正可成將任大僧正
初當年新交権項清修の成け度之を將
任す准后思召の趣取知の依之此先例
お尋り申す先例と無く元禄室の事
是本院清宮院本例と申すは元禄室永
く例も皆是當時出自 上意は希ま
例不の今も准持は凡於新規也

沖代ノ制修ニ至ルニ至リ新中室ノ如キ年十月
法中ニ至リ句法ニ至リ規ノ多ク法修ニ於
新規ニ別ニ之ノ多ク規ニ至リ規政殿并
傳奏申上ニ至リ 仰ルル次又唯今
沖知齡ノ間於ニ至リ先例ニ至リ各籍及
沙返書ニ以テ宜ク之執達ニ至リ

八月

は富高貴物法文修ニ至リ連任ルル定ルル事ニ至リ
之ノ多ク之ノ法高貴人ニ至リ之ノ多ク之ノ中ニ
之ノ多ク之ノ事

八月廿六日

大寺所身行ノ大智後ノ

所身行ノ中身修ノ

第一 是ノ事場上ノ事ニ至リ之ノ事ニ至リ

は富高貴物法文修ニ至リ連任ルル定ルル事ニ至リ
之ノ多ク之ノ法高貴人ニ至リ之ノ多ク之ノ中ニ
之ノ多ク之ノ事

全張の巻末
首尾の巻末

先頃迄 修治の出来なく上々浪波のれに習ふべき
此の習治は由りて武家方小お申えすは
武家方乃に習兼力習ホ之に修之由習師を門
習治の用無くは此の頃迄 修治の出来なく
は所法共より天下後代のいふよを以て世より
おわすいすも損失不之を以て御金殿の上
不儀も費す不不顧りては 修治のりよは所
在りては通用よ及び此の如き武士に通用未
いと以てするの難原あるおわすはりて知り

少い之の初は 修治のりよ能くお申得門修治
習未之修治のりよは

辛酉八月廿九日

一宗院の修治令中六日寺修治
大寺院

修治の修治のりよは

且福寺修治

修治の修治令中六日事以修大寺院
為憲大僧正為之初例を世に修治以修例
修治一宗院の門室を於大寺院門室則
以他日被

光

一 禁裏 院中沙作法を始め毎事に於て心を盡し
形並れ蓋ては又 沖所附の爲こその一 意傳の
事なり 沖所附は是式も古傳の如く致す
しよ乃そは徳家兼地中の案に在るを遺法のみ
等取中のゆゑにおきては了る事しやうにおきては
常しくこの中へ入る

一 掃部親王 法門の法も比企庄元の中にて
事出そゆめえあつては 沖所附の如く

一 少合せ或は御 奏の元或はそ兩縁の又を以て
一 法門の法も加れそる 物取の如く知るは
意中と内意と通せしむる

一 公卿の法言 願地のその沖所も御 奏元法
難き中を以てそを言とおきてせらるにおきては
宜き裁取あり

一 上使兼内 院兼の時におしては先例の如く
なる一 御 奏の元におきて 上使總管の儀
そそおとすはそ合なり 及びあつては外よりの
時公卿の法言より 意傳のこゝに推しては

此の如きものごとく町奉行にあらざるに裁断あり
魚子

一 耶蘇宗門の制禁嚴重なる道行ありて
京伏見の町に居住の浪人先例に任せては
是の如き由事ありて之を治す

一 開市奉行の多き上流並に兼る而國より
下向の御方は其方よりあるに山城に丹波國中其
業は京都町奉行よりこれを治すに之を治すに
是の如き上流並に兼る而國第の業に
之の如き京都町奉行の御判を治すに

一 洛中失火の町 御判に 津城を急の如き
之を治すに及むるに町奉行中一人を治すに
同の家奉行に及むるに及むるに及むるに
之を治すに及むるに及むるに及むるに
よるに及むるに

正徳四年十月廿八日

戸田山城守
松平紀行書
久世大和守

阿部公康書

井と河内書

土屋相持書

水野和泉書

光

一 式日小右部一 了る裁許よりたりの例不之書小
とるの程又所在形中 形中 読びてよる

識定者へ書す

一 依見書形のものには復而も程違くしる式日乃
度く舎舎このまゝといふ儀のよりおの留付方とて
形中 読一月小一度つても舎舎とくしるよる
識定者へ書す

一 地百未のより小物より山崎仁徳をその外は代書元
百集めしておの留付るものもまゝに留付らね又可
おの留付るもの

光

年
十月廿八日

久世大和守
阿部孝房守
井上河内守
吉屋お持守

水野和泉守後

是

今度評定事の例に准せしめ奉りては毎月
或日と定め奉りて之の奉り申上る京内内務中和泉守
宅に令合し裁内を以丹波播磨之國國此公を評定事
衣中令減し之を裁許すへきに事 任事は自今迄
郡國亦境論はる公家門下方に相かへりし事
町奉行中相儀より一事決し難死るは是式日小
石出し裁許し之を以け外のものありては此の
例に一一町奉行より裁許し之を以て果てしむ

正徳四年十月廿八日

山城守
紀伊守

大和寺

寺後寺

河内寺

お狩寺

山口寺後寺

新宿後寺

我孫年四月

東照宮百年之清忌為

南の院敷清供米料被寄附云程石之地況是別被依

文昭院敷清供米之志之間自今以後毎日清供米以

清奉承不て之退轉也 清奉承之米也

三徳下中坊 修成寺也

正徳四年十月日

南の院

光

壬午年東海道一の宮在道西之申仙居清供米之志也
米中の志新米とむすべし申仙居清供米也故に
米中の志新米とむすべし申仙居清供米也故に
申仙居清供米とむすべし申仙居清供米也故に

年十月

大和寺本願寺の寺後寺也

十二月

増巻

東照宮御遺書を忘る者増巻すはあつては
之を子細別紙の御書付にあつたは事
はるは二十一年御遺書御例を用ひらまはる
安國殿御遺書之御遺書御例及それ類は但
事御遺書の御例
御宮御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例
御遺書御例の御遺書御例

安國殿御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例
御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例
御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例
御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例

大正十一年九月十日

沖記録抄略

一 慶長二年九月十日
大正十一年九月十日
親皇太后 御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例
御遺書御例の御遺書御例の御遺書御例

三月十七日

大市市様大改大座は但せしれ廿七日沖津但

四月一日沖津三言のるあり沖津奉成水く國家成法後

沖津奉成水く沖津奉成水く沖津奉成水く沖津奉成水く

安重一沖一周忌はあく日光山は法座をまつす

大樹寺と同くあは

西津市様に沖津奉成あり十六日先日沖津奉成あり

沖津神と久能の納めを家くするあり

大津所様沖津奉成神龍院と百されそは信成りるの法

あり非神院七又揚上るあく沖津奉成の候はあり

西津市様に沖津奉成あり

十七日三時 大津市様沖津奉成あり 沖津神と久能

候一を家沖津奉成社以り日あり造平

十九日三時 沖津神と納めを家神龍院あり

廿二日 公方様久能沖津奉成日あり 巽所 廿四日

沖津奉成 五月廿七日今日あり揚上るあり

沖津奉成あり 候あり 徳史名の沖津奉成あり

院の汎経未れりそは停しせそ系世あり

沖津奉成と沖津奉成あり

沖津奉成あり

女乃 院傳不達使系向ありし由書奠を以て
おほる乃御書系より納められし 海印中法
にほむ結願より

公方様増上より 仲筆信 九月廿板倉信より

先是六月初 神号出れりは然る南光坊板倉

内膳正上法より七月十六日小松大相國仲事神より

山宗女中より上院歸にあらざる由

勅書 後世今書

東照大権現出乃神號 四引と撰りしは内と

公方様仲人功事より定之由 仔細ありし

仁孝大御神號より二條殿氣事より各二所

勅書を由也

安國殿由來より増上ありし中法は後より
おとくしとあるなり乃返書より大掛より
仲御武兼中法は後より御事より載りし
お合は又増上よりある前後に書事より
預より元和三年二月廿日 勅書に
安國殿と稱し 後よりあるは
安國殿と稱し 後よりあるは

十月二日増上小 仲筆信と建らる

これ 安國殿乃由事 始より
御より 安國殿由來書より
安國殿と建らるし又 安國殿
正月とあるは 安國殿乃由事 始より
安國殿と建らるし又 安國殿
中院歸の由より 安國殿乃由事 始より
安國殿と建らるし又 安國殿

十一日正午沖遷遷 十七。

公方様沖社系

これけらぬ此書より紅雲山 沖宮沖遷之功平に工後
沖遷二神のゆゑに紅雲山 沖社系の沖例略よりは付よ増えり
あつて沖遷のゆゑに沖社系より沖遷二神より

右沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
前後此書より沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
日記より載りしは下中沖社系より増えり
傳説のゆゑに沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
東照宮沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
あつて沖遷のゆゑに沖社系より沖遷二神より
福せられぬは沖社系より載りしは下中沖社系より増えり

親智法師のゆゑに 沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
沖社系より載りしは下中沖社系より増えり

東照宮に沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
宗門或沖社系より載りしは下中沖社系より増えり
あつて沖遷のゆゑに沖社系より沖遷二神より
福せられぬは沖社系より載りしは下中沖社系より増えり

一 月 宛

一 年内の出来事を知るかたのより、はるばるの成
況をこの宛に

一 新義拂前の江戸の内よりこの宛に

一 新義丹の事の中よりこの宛に
ゆづりぬすう候とあり、ゆづりぬは、
おもひ多く、夢出し、ゆづりぬは、
おもひ事

十二月



